



令和7年度スタート

住宅の省エネ化に対する補助金をご活用ください



断熱窓の設置などにより、家庭でのエネルギー消費を少なくして、地球にやさしく、快適な住宅を目指しましょう。

対象

▶市内に住宅を建設・購入する方 ▶自ら居住する市内の住宅をリフォームする方

申請期限

令和8年3月2日(月)

※施工業者と契約後に申請可能です。※工事完了日が、7年3月16日(日)～8年3月15日(日)のものが対象です。
※予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象

■新築

「ZEH」の認証を取得した住宅の建設・購入…上限30万円

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のことです。



■既築

▶高効率給湯機の設置…上限10万円

●対象機種…エコキュート、エネファーム、ハイブリッド給湯機(エコワン等)、太陽熱利用システム、地中熱利用システム

▶断熱窓などの設置(部分改修)…上限10万円

●対象工事…ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換

●要件…熱貫流率1.9以下の製品

▶壁なども含めた住宅全体の断熱改修…上限20万円

●要件…断熱等級5以上の認証を取得

申請方法など詳しくは
市ホームページをご覧ください。



詳しくは、ゼロカーボン推進戦略課(☎829・1316、FAX829・1991)へ。

5月22日は
国際生物多様性の日

ネイチャーポジティブ(自然再興)につながる 一人ひとりの行動を考えよう

ネイチャーポジティブとは、私たちに水や食料など多くの恵みをもたらす生物多様性の損失を止め、反転させることです。社会全体で生物多様性を守るためにできることを実践してみましょう。

一人ひとりが身近にできること

- | | |
|--|--|
| ☒ 地元の食材を食べる(地産地消) | ☒ 環境にやさしい商品を選ぶ |
| ☒ 自然の美しさを写真などで伝える | ☒ 省エネに取り組む |
| ☒ 自然観察や自然体験の機会を増やす | |



桜環境センター
(桜区新開)



大宮南部浄化センター
(見沼区上山口新田)

●ネイチャーポジティブにつながる「自然共生サイト」

自然共生サイトとは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を環境省が認定する制度で、「30by30目標(サティバイサーティ)*」の達成につながることを期待されています。市内では桜環境センターと大宮南部浄化センター、見沼田圃周辺斜面林が、認定を受けています。

*30by30目標…ネイチャーポジティブの達成に向けて、2030年までに陸と海それぞれの30%以上を健全な生態系として保全しようとする世界目標



見沼田圃周辺斜面林
(緑区南部領辻)

詳しくは、環境対策課(☎829・1331、FAX829・1991)へ。



みんなでポイ捨てごみを減らそう

ごみゼロキャンペーンに参加してみませんか

きれいなまちづくりにご協力ください

地域の清掃活動に参加し、ポイ捨てごみのないきれいなまちを目指しましょう。

実施期間 5月24日(土)～6月22日(日)

※清掃活動日や活動日数などは各参加団体によって異なります。

清掃場所 家や事業所の周りの道路など

参加方法 自治会や事業所などを通じて団体ごとでの参加
※詳しい清掃時間や場所は、地域の自治会にお問い合わせください。

清掃活動をする際の注意点

- ✓ 手袋を着用するなど、ごみに直接触れないようにする
- ✓ 終了後は手洗いを徹底する



SNSアプリを使って、
市内の清掃活動の輪を広げよう！

市内で行われている清掃活動を見える化するWEBサイト「さいたまごみゼロ365」。無料SNSアプリ「ピリカ」を使って投稿すると、市内で行われている清掃活動が地図上に表示され、他のユーザーと共有することができます。



※「ピリカ」は登録が必要です。



▲「さいたまごみゼロ365」WEBサイト



詳しくは、資源循環政策課(☎829・1337、FAX 829・1991)へ。

5月12日～18日は民生委員・児童委員の活動強化週間です。

一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください

地域の身近な相談役 あなたのそばに

民生委員・児童委員・主任児童委員がいます

困ったことや心配なこと、悩んでいることがあるときに相談にのってくれる頼れる存在。それが、地域の民生委員・児童委員や主任児童委員です。

民生委員・児童委員とは

一定の区域を担当し、地域に暮らす身近な相談相手として、医療・介護・子育て・生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じます。厚生労働大臣より委嘱され、非常勤の特別職の地方公務員としての身分を有します。

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中でも、子どもに関する相談支援を専門としています。相談内容に応じて、その区域を担当する民生委員・児童委員や学校、行政と連携し、支援を行っています。

必要な支援が受けられるよう、利用できるサービス等の情報提供を行ったり、関係する機関への橋渡しを行います。

■ 安心して相談できる？

民生委員・児童委員には法律による守秘義務があります。支援する中で必要な関係機関への情報提供以外には、他の人に話すことはありません。また、相談する費用は一切掛かりません。

■ 民生委員・児童委員に相談したい

お住まいの区域を担当する民生委員・児童委員に直接ご相談ください。誰が担当しているか分からない場合は、お住まいの区の福祉課へお問い合わせください。



民生委員・児童委員について、
出前講座を実施しています。



出前講座の
詳細▶

詳しくは、各区福祉課へ。

定期的に健・検診を受けましょう！

①のびのび健診(特定健診)

心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防するための健診です。



対 象 本市の国民健康保険加入者で、40～74歳の方
※対象の方には、受診券を送付しています。

健診場所 市内実施医療機関
※市ホームページ又は受診券同封の「のびのび健診等実施医療機関一覧」でご覧になれます。

費 用 無料

期 限 令和8年3月14日(出)

持ち物 のびのび健診(特定健診)受診券、マイナ保険証など

②後期高齢者健康診査

高齢者の生活習慣病を早期に発見し、健康状態を保持・増進するための健診です。



対 象 市内在住で、後期高齢者医療制度に加入している方
※対象の方には、受診券を送付しています。

健診場所 市内実施医療機関
※市ホームページ又は受診券同封の「後期高齢者健康診査・人間ドック等実施医療機関一覧」でご覧になれます。

費 用 無料

期 限 令和8年3月14日(出)

持ち物 後期高齢者健康診査受診券、マイナ保険証など

③がん検診など

早期のがんは症状がないことが多いため、検診の受診による早期発見・早期治療が大切です。



内 容 胃がん、肺がん・結核、大腸がん、乳がん、子宮がん検診など

検診場所 市内実施医療機関

期 限 令和8年3月14日(出)

持ち物 がん検診・歯科健康診査等のご案内はがき、本人確認書類など
※対象や費用など詳しくは、市ホームページ又は各区情報公開コーナー・保健センターなどで配布している冊子「健康診査のお知らせ」でご覧になれます。

詳しくは、①・②は各区保険年金課、又は国保年金課(☎829・1277、☎829・1938)、
③は各区保健センター、又は健康支援課(☎840・2214、☎840・2229)へ。

自転車のルールやマナーを守りましょう

自転車を安全に利用するためのルールやマナーを紹介します。安心して自転車に乗れるように、改めて確認しましょう。



- ☒ 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ☒ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ☒ 夜間はライトを点灯
- ☒ 飲酒運転は禁止
- ☒ ヘルメットを着用
※令和5年4月1日から乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。
- ☒ 自転車損害賠償責任保険等への加入

「さいたま自転車ルールブック」を活用しよう！

自転車のルール・マナーをまとめた「さいたま自転車ルールブック」を配布しています。

配布場所 市役所 自転車まちづくり推進課、各区情報公開コーナーなど



詳しくは、市民生活安全課(☎829・1219、☎829・1969)、
又は自転車まちづくり推進課(☎829・1398、☎829・1979)へ。

目指そう、いきいき100歳！
ますます元気教室

年のせいとあきらめていた体や心の衰えは予防できます。やりたいことや好きなことを続けていくために、栄養・身体活動・人との交流の3つのポイントを押さえて介護予防に努めることが重要です。



「ますます元気教室」を介護予防のきっかけに

各公民館などで、ますます元気教室を年間3コース開催します。この教室は、筋力アップの効果が期待できる「いきいき百歳体操」や、口腔ケア、栄養改善、認知症予防などを学べます。

地域で「いきいき百歳体操」を始めませんか

「いきいき百歳体操」を行う市内のさまざまなグループの活動をサポートしています。詳しくは、市ホームページでご覧になれます。



詳しくは、各区高齢介護課へ。

さいたま市長選挙



市長はわたしたちの生活に関係する多くの権限を持っています。
その市長を決める大切な選挙です。ぜひ、投票しましょう。

5月25日(日) 7時～20時

期日前投票所は5月12日(月)から開設します

1 投票所整理券が届く

5月15日(木)頃までに送付予定

※未着、紛失などでお手元にない場合でも、選挙人名簿への登録が確認できれば、投票できます。

投票できる方

次の全てを満たす方

- ①日本国民である
 - ②平成19年5月26日までに出生した
 - ③令和7年2月10日までに本市で住民登録され、引き続き市内に住所を有する
- ※投票する前に市外へ転出した方は投票できません。

世帯ごとに
封書で届きます



2 投票に行く

●当日は指定の投票所へ

投票日当日は投票所整理券に記載の投票所で投票できます。

●期日前投票の利用

投票日当日に仕事や旅行などのため、投票所へ行けない見込みの方などは期日前投票所をご利用ください。

投票期間…5月12日(月)～24日(土)

※臨時期日前投票所は5月17日(土)(一部は5月22日(木))から開設します。

まずは整理券
で受付

あとは係員の
指示に
従ってください



期日前投票が
便利です



子どもを連れて
行っても大丈夫？



投票する人に同伴する18歳未満の子どもも一緒に投票所に入場できます。
※投票する人の介助等を行う方も入場できます。

3 不在者投票

※郵送などに日数がかかりますので、お早めに手続きしてください。

●滞在地の選挙管理委員会 不在者投票

事前に選挙管理委員会に投票用紙などの請求が必要です。

●都道府県が指定する病院・施設で 不在者投票

指定病院・施設などに入院・入所している方は、その病院や施設で不在者投票ができます。詳しくは、各施設にご確認ください。



●郵便等による不在者投票

一定の障害等や要介護5である方は、自宅などから郵便等により投票ができます。なお、事前に区の選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

投票方法などの詳細は、選挙特設ホームページ(<https://www.saitama-senkyo.com/>)をご覧ください。



詳しくは、各区総務課、又は選挙課(☎829・1773、FAX 829・1994)へ。